

## 第10回 鳥取市市民自治推進委員会

日時 平成25年2月13日(水) 14:00~17:00

場所 市役所本庁舎 4階第2会議室

### — 次 第 —

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

#### (1) 協議事項

- ① 鳥取市自治基本条例の見直しについて【資料1】
- ② 市民自治推進委員会意見書について【資料2】

#### (2) その他

次回日程(予定)

平成25年2月18日(月)

時間 14:00~17:00

場所 鳥取市役所本庁舎 4階第3会議室(予定)

4 そ の 他

5 閉 会



## 第10回鳥取市市民自治推進委員会

### 配付資料一覧

【H25. 2. 13 (水)】

資料番号	資料のタイトル
	次第、平成24年度の活動計画について
資料1	鳥取市自治基本条例の見直し答申（案）
資料2	参画と協働のまちづくりの推進に関する意見書（案）

## 平成24年度の活動計画について

### 年間のスケジュール

回数	時 期	主な審議事項等
<b>年間を通じて協議が見込まれる事項</b> ○自治基本条例の見直しについての審議		
1回	4月27日	○平成23年度「鳥取市市民自治推進委員会活動報告書」提出 ○市長との懇談 ○今年度の活動計画について ○市民まちづくり提案事業（市民活動促進部門）審査会委員の選出について ○新・参画と協働のまちづくりフォーラム（仮称）の委員の選出について
2回	6月下旬	○市民まちづくり提案事業助成金協働事業部門（行政提案型事業）交付申請団体の審査 ○先進的活動団体との勉強会について
3回	7～8月	○先進的活動団体との勉強会について （○視察研修について）
4回	9～10月	○市民活動表彰被表彰者の審査
5回	1月	○委員会意見書の策定についての検討
6回	3月	○今年度の活動の総括 ○任期中の総括 ○委員会意見書の策定 ○来年度活動方針、計画等の検討

# 資料 1

(案)

平成25年3月 日

鳥取市長 竹内 功

鳥取市市民自治推進委員会  
委員長 大久保 良隆

鳥取市自治基本条例の見直しについて (答申)

平成24年9月28日付け発企協第433号で諮問のありました、鳥取市自治基本条例の見直しについて、別紙のとおり答申します。



**鳥取市自治基本条例の  
検証結果について  
(案)**

**平成25年3月 日  
鳥取市市民自治推進委員会**

## 1 はじめに

鳥取市は、自治を担う「市民」と「市」がそれぞれの特性を生かしながら協働してまちづくりを行うための基本ルール「鳥取市自治基本条例」を、平成20年10月1日に施行しました。

本条例第29条には、定期的な条例の検討とその結果による必要な措置について、制度として保障しており、条例施行日から4年を超えない期間ごとに、この条例の各条項が本市にふさわしく、社会情勢に適合したものであるかどうかを検討することが規定されています。そのことから、鳥取市市民自治推進委員会は、平成24年9月に市長からの諮問を受け、〇〇回の委員会を開催し、条例の検討を行いました。

自治推進委員会にとって、条例の検討作業は施行後初めてのことであり、かつ、限られた期間での作業となりましたが、各委員がそれぞれの経験に基づく意見を出し合い、慎重な審議が図られました。

## 2 自治基本条例に関する検証

### 1 検証の方法

条例の検証については、市長からの諮問を受け、本条例が本市のまちづくりの基本ルールとして、その役割を十分果たしているかという視点に立ち、市の各課の条例の運用状況、まちづくり協議会との意見交換、各条項における社会情勢の変化への適合状況、条例に基づく取り組み状況、新たな条項の追加の必要性等について審議を行いました。

### 2 基本条例見直しに関する項目

条例の検証にあたっては、条例制定時の委員の思いも大切にしながら、条例各条項が本市にふさわしいものであるか、社会情勢の変化に適合したものであるかという視点で、全ての条項につき検討し、そのなかでも本委員会が検討すべき条項及び事項として抽出した項目についてさらに論議しました。

その上で、しっかりと時間をかけて集中的に議論すべきであると考えた住民投票、新たな項目としての危機管理の追加の必要性、鳥取方式の地区公民館を拠点とした地域コミュニティの現状と課題の3点を中心に議論を進めました。

### 3 検証の結果

条項ごとに、社会情勢の変化への適合状況等について検証しました。その結果、新たな項目として「危機管理」条項の追加を検討してはどうかとの考え方で意見がまとまりました。また、一部条文についてより市民に分かりやすい表記の必要性について検討しました。以下に検証結果を示します。



## 第2条（定義）関係

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

（4）参画 市民としてまちづくりの企画の立案から実施、評価までの各過程に主体的に参加し、意思決定に関わることをいいます。

### 【検証】

参画の意味は、意思決定に主体的に参加することであり、かつ、自律的に活動していくというところがポイントなのだが、この文章だとそのあたりが少し曖昧と思われる。

### 【提案】

例えば、「市民としてまちづくりの企画の立案から実施、評価までの各過程の意思決定に主体的に関わり、自律的に活動に参加することをいいます。」というふう表記がより相応しいのではないかと考える。

## 第13条（コミュニティ）関係

第13条 市民及び市は、コミュニティが自治に重要な役割を果たすことを認識し、コミュニティを守り育てます。

2 市民は、コミュニティの活動への積極的な参加に努めます。

3 コミュニティは、市民及び市と連携し、自らの活動の活性化に向けて取組を進めます。

4 市長は、コミュニティの活動に財政的な支援その他必要な支援を行うよう努めます。

5 市長は、地区公民館をコミュニティの活動の拠点施設と位置づけ、その充実及び強化に努めます。

### 【検証】

条例の制定当初は、地域コミュニティというのは敢えて限定せず、広い意味で公民館をコミュニティの活動拠点にということ。第2条第6号で規定する「コミュニティ」の定義でも、「地域又は共同体意識を基盤としたつながりのもとで自主的に形成された組織である」とされ、地域コミュニティとテーマコミュニティを区分はしていない。第13条第1項から第4項まではこの考えで問題はないと考える。

ただし、条例施行から4年が経過し、あらためて条文を考えると、第5項のコミュニティを限定した方が分かりやすいのではないかと考える。

### 【提案】

例えば、「地区公民館を地域コミュニティの活動の主要な拠点施設として」という表記がより相応しいのではないかと考える。

## 第18条（情報の公開及び提供）関係

（情報の公開及び提供）

第18条 市は、その保有するまちづくりに関する情報について、積極的に公開するとともに、わかりやすく提供するよう努めます。

2 市は、市民からの情報公開の請求に対し、適切にこれに応じなければなりません。

3 前2項に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、別に定めます。

### 【検証】

ある地区のまちづくりを考えると、地域性に合うデータの存在はあらゆる面で重要な要素になるが、現在鳥取市においては、まちづくりの単位は地区であると言っているのに、地区で話し合うべきデータが存在しない。そのため、まちづくりをしていこうという意識喚起ができない状況がある。

### 【提案】

条例の運用として、「可能な限り地区を単位として」のまちづくりに必要な情報の積極的な作成及び公表なども考えていく必要がある。

## 第26条（住民投票）関係

（住民投票）

第26条 市は、市政の特に重要な事項について、事案ごとにその都度条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

2 前項の条例は、それぞれの事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めます。

3 市は、第1項の規定による住民投票を実施した場合は、その結果を尊重しなければなりません。

### 【検証】

住民投票については、各委員の意見が大きく分かれる問題でありましたが、現在本市は非常設型の住民投票制度を位置づけているため、常設型とした場合のメリット、デメリットを基本に議論を進めました。既に常設型の住民投票制度を導入している自治体の事例も参考にしながら、常設型住民投票条例のポイントとなる基本的な構成要素についての意見交換を行いました。

ポイントとして挙げられた構成要素のなかでも、投票対象事項としては、対象にできない事項をあらかじめ規定しておくといういわゆるネガティブリスト方式を採用することや、投票形式、成立要件、投票結果の取り扱い、請求の制限期間等については委員の意見の一致が得られましたが、発案権者や投票資格者に永住外国人や未成年者を含めるか否かでは一致できませんでした。

### 【提案】

結果として、現時点では常設型・非常設型のどちらかでの意見の一致は図れませんでした。以下に、常設型ないし非常設型の立場での主要な意見を列挙しますので、今後の社会情勢の変化などをよく見極めながら進める参考としていただきたい。

## i 住民投票全体について

### 【常設型】

- ・地方自治の望ましさからいけば、理想はやはり常設型である。
- ・重要なもの、争点に関しては、市民もしっかりと考え住民投票をしていくという事例もできたので、そういう意味では常設にしていく時期がそろそろきているのではないかな。
- ・ネガティブリストをきちっと作成し、安易に頻繁に発動されることがないように要件を整えればよいのではないかなと思う。
- ・私たち市民がいつでも議論を喚起できるような環境を整えていくことが、これからの地方自治にとっては、非常に重要ではないかと思う。
- ・住民投票がどのように扱われるかという条件を整えることが重要なわけで、そのため

には、常設型にして、そのうえで、どういう時に住民投票が行われるのかということ  
をきちんと定義することが、一番求められることだと思う。

### 【非常設型】

- ・行政施策の運営というのは、議会が最高意思決定機関である。常設型だと、議会軽視の社会環境を生み出すのではないか。
- ・投票のたびに、その執行に際し膨大な予算を使うことになる。
- ・市の行政施策の運営にとっても重大だというような場合に、市民の傾向を把握するための手段ないし方策として、そういった時に異議を認めたらいいのではないかと思うので、個別型で運用されるのがベストではないか。
- ・常設型にすると、議論が尽くせないままに投票に入る恐れがあるので、やはりそこは議会というものを絡めて、そこで審議してもらい、その意見というものを広く一般に知らしめて、自分の考えを固めるということは、大事だと思う
- ・市民の考えを議会に持って行って、そこで議論をやってもらって、それを住民投票条例にして流して貰う方が、より一般の市民にはわかりやすいと考える。
- ・今回の市庁舎整備に関する住民投票の経験を生かさないうで、制度ばかり前倒しで作る作るというのも、いささか現実と離れている気がする。

## ii 住民投票条例の基本的構成要素について

### 意見の一致した項目

#### 1 投票対象事項

- ・投票対象にできない事項をあらかじめ規定しておく方式で構わない（ネガティブリスト方式）。

#### 2 発案権者の範囲

- ・住民、議員、首長の三者からの発案・発議可能とする。

#### 3 投票の選択肢の形式

- ・基本的に二者択一。
- ・選択肢が2つに絞りきれない場合も想定されるため、但し書きで、3つ以上の選択肢を設定することも可能。

#### 4 投票の成立要件

- ・投票率50%以上の場合に成立とする。

#### 5 投票結果の取り扱い

- ・現行どおり、結果を尊重することでよい。

#### 6 請求の制限期間

- ・同一内容での住民投票を短期間に何度もすることを制限する。制限期間は2年程度を適当とする。

### 意見の一致しなかった項目

#### 1 発案権者及び投票資格者の範囲（永住外国人の取り扱いについて）

### 【常設型】

- ・同じように税金を払っていて、同じように鳥取市民として、私たちと共に生活しておられる外国人の方を排除する必要性がどこにあるのかなというのを思う。
- ・鳥取市の自治とかまちづくりという視点でこの問題を考えると、やはり、税金を払っているかどうかではなくて、生活そのものに影響するような施策についてはその方たちにも影響はあるわけで、鳥取市がどういう施策を進めるかについては直接影響があるから。そういう面では、永住外国人の方を対象とした意見を聞くというのも大事な視点だと思う。
- ・法的な根拠が明確なわけではないが、いわゆる今鳥取市が進めているまちづくりという営みの中で、こういう方々も当然参加していただくという視点に立てば、法の理屈はどうあれ、同じ目線でご意見をいただいてもよいのではないかな。
- ・国政の論議を地方にそのまま当てはめるとするのは、それはまた議論としては違ったものになるのではないかなと思う。
- ・国籍よりもそこに住んでいるメンバー、ステークホルダーという言い方をするが、そのステークホルダー同士で、この地域をどう創り上げていくのか、自分の住む環境をどうよくしていくのかという議論が、これからは大事なのではないかな。

### 【非常型】

- ・税金というのは、そこに住む者が、利便性を享受するために払っているのだから、税金問題と参政権付与とは別だと考えた方がいい。
- ・住民投票というのは結局、政策本意の選挙みたいなものだから、住民投票そのものが選挙に近づいていくということではないのかなと思う。将来的に、そうなったときに、公選法上は日本国民に限っているのに、どうして住民投票では外国人を含むのかというつじつまの合わない話になりはしないかというのを危惧する。
- ・投票というのは、実質的な参政権に結びつくのではないかなという考え方を持っているから含めるべきではないと思う。
- ・案件ごとに、そのなかで資格内容も、項目に該当した範囲が救えるように判断した方がいいのではないかなということを基本的に持っている。
- ・条例で、公職選挙法等の規制がないから何でも決めていいということにはならないのではないかな、条例でそのところを決めるにしても、関連する上位の法令を超えてまでは書けないのではないかな。
- ・地方参政権というのは法律の範囲内でしかできないことになっている。そういう建前である以上は、公職選挙法でどうなるのかというのを考えておかなければいけない。

## 「危機管理」条項の追加について

現在、約1700自治体中、約250自治体で自治基本条例や同じ趣旨の条例が制定されています。本条例は、制定後4年が経過していますが、特に、平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降、市民の「危機管理」に対する関心も高く、自治基本条例制定自治体の中でも、97自治体が、危機管理に関する規定を設けており、本市においても、市民の安全・安心な暮らしを守るため、市民と行政の役割を明確にする新たな規定の条例への追加について、検討していくことを提案します。

### 3 まとめ

自治基本条例第29条の規定に基づき、本条例が本市のまちづくりの基本ルールとして、その役割を十分果たしているかという視点に立ち、市の各課の条例の運用状況、まちづくり協議会との意見交換、各条項における社会情勢の変化への適合状況、条例に基づく取り組み状況、新たな項目追加の必要性等について審議を行いました。

検証の結果、現時点においては、緊急に条例を見直す条項はないとの結論に至りました。

また、「危機管理」条項の追加など、新たな課題も明確になりました。特に、東日本大震災以降、「危機管理」に対する市民の関心や意識の高さを考慮し、現状にあった条項の追加の必要性等について検討していくべきであると考えます。

また、「住民投票」については、時間をかけ審議しましたが、市民がいつでも議論を喚起できるような環境を整えるためにも常設型の住民投票条例の基本となる理念をこの自治基本条例にも規定すべきだとされる意見や、一方では、制度ばかり前倒しで作るとするのは現実的ではないのではないかとされる意見、事案ごとに個別条例が制定できる現行制度（非常設型）が好ましいなどの意見が交わされましたが、見直しの要否について、全委員の意見の一致に至りませんでした。

今後も、自治基本条例の理念に基づく行政運営に努めるとともに、本市の自治を担う主体である「市民」と「市」が互いの特性を生かしながら協働してまちづくりを行うことで、市民一人ひとりが大切にされる地域社会を創造していただきたいと思えます。

参画と協働のまちづくりの  
推進に関する意見書  
(案)

平成 25 年 3 月 日  
鳥取市市民自治推進委員会

## 鳥取市市民自治推進委員会意見書（たたき台案）

### 目 次

#### 鳥取市市民自治推進委員会意見書

1. 市民自治推進委員会委員になって
2. 市民自治推進委員会の活動を振り返って
3. 市民まちづくり提案事業の審査を行って
4. 市民活動表彰の審査を行って
5. 鳥取市の市民活動と協働のまちづくりの支援策について
6. 自治基本条例の見直しを振り返って
7. 地域コミュニティにおける協働のまちづくりの取組みについて



## 1. 市民自治推進委員会の委員になって

- 一昨年(2011年)の3月11日に発生した東北関東大震災による我が国の経済、社会の変化は、私達鳥取市民の生活にも多大の影響を与えました。
- このような中、鳥取市民は、各地区において地域コミュニティ「まちづくり協議会」を組織し、日常生活はもとより災害時における共助活動の基盤として活動に取り組んでいます。
- 鳥取市自治基本条例制定から3年次第に根付いていく条例の現在の状況が見たく委員に応募しました。
- また、24年度が同条例の見直しの年にあたるので、当初の条例制定に参画したことから、市民感覚や社会の変化等の動きに合っているか見たいということもありました。
- そのような動機を持たれる委員もおられるなか、平成23年の4月から2年間の任期中委員としてスタートを切り、市民の参画と協働の促進という鳥取市の重要施策に関わることに、大変な重圧とともに、やりがいの大きさも感じながら職責を果たさせていただきました。
- 一方で、専門的な知識も乏しくどれだけ役に立てるのか分からないという不安もありましたが、市の活性化に向けて最善を尽くして取り組んできました。
- また、あまり気負うことなく、ここで暮らすみんなが、鳥取で暮らして毎日が“楽しい”と思っただけのようなお手伝いをさせていただくことを目標としました。
- 委員の一人となって各選考審査や市民が各地域での活動で参画と協働のまちづくりを積極的に実践されている様子を知り、今後の私のまちづくりについての行動がどのように変化してゆくのか、意義深い体験になりました。
- 市民活動助成事業や市民活動表彰事業の審査を通じて、多くの市民の方々やNPO法人が多様な活動に取り組んでおられることに、まず、驚かされました。そして、そのことを踏まえて、NPO活動をしている当団体も、地域の子供会や老人会等地域コミュニティとの連携を実践する契機となりました。
- 任期が二年目となる24年度は、鳥取市自治基本条例第29条に基づく条例の見直しの年に当たることから、より広い視野と市民の目線から慎重な審議が求められていることを強く自覚しました。
- そんななか、先進的な取り組みを進めている「まちづくり協議会」との意見交換会が実現できたことは、委員として大変有意義な経験でした。

## 2. 市民自治推進委員会の活動を振り返って

○本委員会の委員活動を始めて早くも1年9か月が過ぎようとしています。この間、市民まちづくり提案事業の審査や参画と協働のまちづくりフォーラムの運営、自治基本条例の見直しなどの多様な任務をこなしてきましたが、やればやるほど市民参画を促進することの難しさ、理想と現実のギャップを感じてもどかしくなってしまうます。

○市民主体のまちづくりを育むというのは、口で言うのはたやすくても、実際に成果を挙げるには膨大な時間と労力そして一定のお金を必要とします。

○私たちの活動でどの程度まちづくりが前進したかは分かりませんが、努力は必ず報われると信じて自分自身の役割を全うしたいと思います。

○今年度から、本委員会が主催してきた「参画と協働のまちづくりフォーラム」の企画実施が市民活動団体へ委託され、本委員会からは、委員1名を参画させる仕組みとなりました。

○そのことにより、本委員会の稼働面での負担は大幅に軽減されましたが、フォーラムの企画過程における課題等のフィードバックが十分でなく、委員の関心や盛り上がりには欠けた嫌いは否めません。

○24年度に行った先進的活動団体との勉強会で「ほっと大正まちづくり協議会」のコミュニティ活動のテーマ「安全安心な地域の確立」－防災－については、防災に対する住民の意識を高めるとともに総合防災訓練の実施など真のコミュニティ活動の学習をさせていただきました。

○本委員会の活動を振り返り、参画と協働のまちづくりの周知・推進のため、市報でのPR、協働のまちづくりやハンドブックの配布、ぴよんぴよんネット放映、フォーラムの開催等を地道に継続して実施することが必要と思われまます。

○それに加えて、自治基本条例の周知方策、まちづくりの実践事例、市民意見の反映の仕組み等の把握のため、他市の状況視察を引き続き実施して頂きたいと思ひます。

## 3. 市民まちづくり提案事業の審査を行って

市民まちづくり提案事業助成金交付事業は、平成16年度に創設された鳥取市市民活動促進助成事業を引き継ぎ、平成23年度から実施されました。この事業の立案にあたっては、平成22年度に設置された「協働事業提案制度検討委員会」による意見を参考に、従来からの地域の課題解決やまちの活性化のために市民活動団体が自ら行う事業への助成制度（市民活動促進部門）に加え、市民活動団体と市が協働で行うことで更に効果が高まる事業への助成制度（協働事業部門）が新設されています。

市民自治推進委員会は、市民活動団体から提案された事業の審査及び市長への推薦を行う役割を担っています。平成 23 年度は市民活動促進部門で 9 団体、協働事業部門で 2 団体の推薦した事業について当該助成金の交付が決定されました。

一方、当事業の市民活動促進部門は、平成 23 年度行政評価における外部評価を受けました。その結果、鳥取市による市民活動への財政的支援の必要性と効果は評価されたものの、申請団体の拡大や申請・審査の手続きの簡略化等が課題として指摘されました。また、外部評価の対象とならなかった協働事業部門についても、市民活動団体と市との協働による、より効果的な鳥取市の課題解決に向けた取り組みを進めることが望まれることを当委員会として指摘しました。

これらのことを踏まえ、更に多くの市民活動団体に対する支援により鳥取市の市民活動を促進し、協働による効果的な課題解決を進めるため、当事業の見直しを 24 年度に行いました。

まず、市民活動促進部門の募集及び審査は、本年度から市民活動団体の窓口となっている市民活動・ボランティアセンターに移管され、本委員会からは 1 名の委員を参加させることとなりました。また、応募件数は毎年 10 件前後で推移しており、制度としては定着してきたという感じもしますが、今後も市民活動団体の活動を支えられるよう継続していく必要があります。

なお、協働事業部門については、課題解決に向けて行政からテーマを提示する行政提案型へと見直しましたが、応募件数は、提案 2 件に対して応募 1 件に止まったのは残念でした。広報やテーマ設定の検討が必要かもしれません。

中心市街地や中山間地の活性化、あるいは福祉活動充実のための活動等、もっともっと潜在的な活動団体があるように思われます。

また、助成を受けた団体には「市民活動フェスタ」で活動報告をしていただくことも行いました。

事業 PR や応募方策ですが、市報、マスコミ、ぴよんぴよんネット、商工・農林・福祉団体等への呼びかけ等多様化したらどうでしょうか。

今後も市民活動への支援を継続していくためにも、助成金のあり方について、定期的な見直しとともに、実施後のまちづくりへの効果、発展性、自立性を継続して審査する仕組みも必要ではないかと思えます。

#### 4. 市民活動表彰の審査を行って

鳥取市市民活動表彰制度は、市民活動の推進に顕著な功績のあった活動団体や個人を表彰し、広く市民に顕彰することにより、市民活動の社会的意義や重要性の認識を高め、市民活動をより一層推進することを目的として、平成 20 年度に創設されたものです。

当委員会は、その対象者を選考審査し、被表彰候補者を決定するという大変重要な役割を担っています。

選考審査にあたっては、現委員の任期である23年度より採点を行わず、①先駆性・独自性、②発展性、③協働性・連携性、④効果性、⑤継続性の5つの審査基準に基づき、推薦の適否を「適当」または「不適」から選択する方式に変更しました。

当委員会としては、“小さな市民活動にも光を”との市民活動表彰の趣旨を大切に審査にあたるよう努めました。審査の結果、23年度は応募のあった5団体すべてを市長に被表彰候補者として推薦することを決定し、市長の決定を経て11月5日（土）に開催された「参画と協働のまちづくりフォーラム」の中で表彰式が行われました。また、24年度は応募者13件のうち7件を被表彰候補者として推薦することを決定し、12月2日（日）に開催された「市民活動フェスタ」の中で表彰式が行われました。

推薦された市民活動は、活動者の熱意が感じられるものでした。しかし、推薦不適が発生する結果については、受付段階でのアドバイスを工夫すること等が望まれます。

根本的な課題としては、まだまだ本制度や表彰の趣旨の理解が進んでいないということもあるのかもしれませんが、明確な選考基準を設けるなど、選考方法の再考も検討すべき段階ではないかと思えます。

## 5. 鳥取市の市民活動と協働のまちづくりの支援策について

○市は、市民活動の促進のために、市民まちづくり提案事業などいくつかの支援策を実施されていますが、なかなか市民への周知が進まず、応募が少なかったのが残念でした。

○もっと広報に注力して、多くの市民に協働を体験してもらいたいと思います。

○また、まちづくり協議会への支援策を住民が主体的に活用できるようになるには、市とまちづくり協議会の間に立って、専門的な知見で住民活動をサポートする人が必要だと思います。

○鳥取市には、市職員がコミュニティに関わるCST制度などありますが、まちづくり協議会に対する人的な支援（スキルアップを含む）をもっと強化する必要があるように感じます。

○一方で、アンケート調査の結果ではまちづくり協議会に対する支援策の有効性は確認されています。

○まちづくり（住民自治）の取り組みは、各地域コミュニティにおいて総意を凝らしつつ継続されることが大切であり、そのための行政による適切な各種支援策の継続は欠かせません。

○特に財政的な面での支援施策の継続に努めていただきたい。

○市民活動団体を例にとれば、補助額は低くても、数多くの活動団体を支援した方が、

まちづくりの裾野を広げる意義が大きいと思われます。

○また、団体活動の継続性の観点から見れば、会費等ある程度の自主財源をもって取り組む団体が望まれます。

○そうした点を踏まえて、過去、補助対象としてきた市民活動団体の継続性等を検証しておく必要があるのではないのでしょうか。

○現在、地域のまちづくりについては、各地区公民館が主体になって活動していますので、だんだんコミュニティ度はあがってきていると思います。

○ですが、各地区に在住の市職員の“協働”ということの理解度はどうなっているのでしょうか。

○出来るだけたくさんの市職員の方々が、イベントや行事に多く参加して頂けたら、それが最大の支援ではないかと思えます。

## 6. 自治基本条例の見直しを振り返って

本市のまちづくりの基本理念や仕組み、行政運営のあり方など、まちづくりのシステムや基本ルールを定めた「鳥取市自治基本条例」は、平成20年3月に制定され、同年10月1日から施行されました。

自治基本条例は、制定することが目的ではなく、この制定をスタートとして、その理念や仕組みが市民に十分浸透し理解され、まちづくり活動の指針として有効に活用されることで、初めて生きた条例としての評価を得ることになると考えます。

そのための仕組みとして、条例第29条では、社会情勢への適合状況を調査・審議するための条例の定期的な見直しが規定されており、平成24年度がその見直しの年でした。

4年に1度のこの見直し時期に、市民自治推進委員会の委員としてその任に当たることになりましたが、喫緊の市政の重要課題である市庁舎整備において、住民投票が行われたことから、見直しに当たっての議論も住民投票制度が中心となりました。

住民投票条例の基本的構成要素について一つひとつ検討を進めていきましたが、項目によっては委員の意見が相反するものもあるなか熱い論議を交わしました。最終的に「常設型」又は「非常設型」のどちらかで委員の意見を統一できませんでした。多様な考えの一つひとつを大切にしながら合意形成するのは容易ではありませんが、議論することによって、多様な考えがあることが理解できたのは、自分自身のみならず全委員にとって貴重な体験ではなかったでしょうか。

今回の見直しにあたって、住民投票制度という高度な判断が求められる課題に、全委員が真剣に向き合い取り組めたと思えます。

## 7. 地域コミュニティにおける協働のまちづくりの取組みについて

市では、平成23年度を「協働のまちづくりの着実な前進の年」、平成24年度を「協働のまちづくりの飛躍の年」と位置づけ、引き続き協働のまちづくりの推進を図ってこられました。

協働のまちづくりについては、市内61の地区公民館を拠点とした地域コミュニティにおいて、全地区にまちづくり協議会が設立され、多様な地域課題を解決するための「地域コミュニティ計画」が、そのうち58地区で策定されており、計画に基づく実践活動が各地区で展開されています。

市は、これらの活動を様々な方法により支援しておられますが、地域コミュニティ計画に基づく事業等を強力に支援していく姿勢を表すものとして「協働のまちづくり支援宣言」をこれまでに58地区（23度は12地区・24年度3地区）に対し行われています。

また、「鳥取市地域コミュニティ育成支援事業」により財政面の支援を行い、人的支援策としては、市職員による「コミュニティ支援チーム」が編成され、188名のチーム員が各地区のまちづくり協議会の支援を行っておられます。

市民自治推進委員会としては、まちづくり協議会をはじめとした鳥取市内の先進的な活動団体の事例を知り、また、自治基本条例に基づく協働のまちづくりの取り組み状況を確認するため、それらの団体と直接意見交換したいと考えておりましたが、平成24年度に先進的に取り組まれている2地区の「まちづくり協議会」との意見交換が実現できたことは、大変有意義でした。

市内61の地域コミュニティにおいて、それぞれが抱える地域課題の解決を目指して、各構成組織の連携を図りつつ地道な取り組みを推進されている多くのまちづくり協議会に心からのエールを贈りたい。

このまちづくりの取り組みは「鳥取市自治基本条例」の理念を地域コミュニティに定着させるとの認識のもとに、市民自治推進委員会として、今後とも、意見交換会を継続実施する必要性を痛感しています。